相続手続のご案内



~相続手続きをされるお客さまへ~

こちらのご案内は、預金等の相続手続きに必要な書類や記入方法等を記載しています。

お手続き担当部署「業務支援部」にてご対応させていただきます

▷当金庫の相続手続きの流れ

1. 相続発生のご連絡

(お客様)

•相続人様の通帳・キャッシュカードなどを準備のうえ、相続手続担当へご連絡ください。

2. お手続きのご案内

(当金庫)

•今後のお手続きの流れ、必要書類についてご案内します。

3. 必要書類のご準備、ご提出

(お客様)

•亡くなられたことが確認できる戸籍等の書類および相続人様であることが確認できる書類のご郵送をお願いいたします。(ご希望の場合は、最寄りの店舗へのご提出も承ります。)

4. 相続手続依頼書のご送付

(当金庫)

•提出いただいた書類から相続人様を確認し、お取引の内容・相続方法に応じた相 続手続き依頼書および必要書類を郵送にてご案内いたします。

5. 相続手続依頼書等のご記入、ご郵送

お客様

•送付いたしました相続手続き依頼書等に、ご依頼内容の記入と相続人様の署名捺印をお願いいたします。また、相続人様の印鑑証明書をご郵送願います。(ご希望の場合は、最寄りの店舗へのご提出も承ります。)

6. 払出等のお手続き

(当金庫)

- •相続人様への預金の払い出しを行います。
- •計算書およびお手続きの終わった戸籍謄本等をお返しいたします。

▷お相続手続き専用のフリーダイヤル

不明な点がございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。

相続の問い合わせ、ご相談はこちら

フリーダイヤル 0120-339-550 受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00 土・日・祝祭日 12月31日~1月3日を除きます。 相続手続きに関しましては、戸籍謄本等を通じまして被相続人様がお亡くなりになられた事実、相続人様の範囲、代表相続人様以外の相続人様の皆様が代表相続人様への支払いに同意されていることなどを確認するため、必要書類のご提出をお願いしております。

また、被相続人様の戸籍の状況や相続手続依頼内容等により必要書類が 異なる場合があることから、当金庫専門部署より代表相続人様にご案内 を差し上げ、手続きを行うことをどうぞご理解賜りますようお願い申し 上げます。

- ※被相続人様の口座の状況に応じて、追加で書類が必要となる場合がございます。その際は専門部署から追加のご案内を差し上げますことをご了承ください。
- ※ 相続預金を代表相続人様へ送金する場合、相続書類の到着から お手続の完了まで、2週間程度を目安としてください。ご提出い ただいた書類に不備がある場合や処理が混み合っている場合に は、1か月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承く ださい。
- ※被相続人様が当金庫間に投資信託、債券取引、貸金庫契約がありましたら、再度代表相続人様にご来店頂くことがございますので 予めご承知おきください。

目 次

- I. お亡くなりになられた方のお取引について
- Ⅱ. 相続手続の準備
- Ⅲ. 必要書類の準備
- IV. 戸籍謄本の取得について
- V. 依頼書の記入例
- VI. 書類のご提出

I. お亡くなりになられた方のお取引について

1. 各種預金(普通預金・当座預金・定期預金等)のお取引について

- 預金口座へのお預け入れ・お支払をすべて停止させていただきます。
- ・公共料金等の自動引落につきましても停止となりますので、各収納機関に名 義変更等の手続を行ってください。
- また、振込につきましても入金されないことがありますので、振込依頼人様 に通知するなど必要な手続を行ってください。
- お通帳・証書類は解約後に記帳はできません。記帳をご希望される場合には 解約手続きまでに当金庫窓口までその旨をお申し出ください。
- ・当座預金取引がある場合は、解約させていただきます。小切手帳・手形帳の未使用分は当金庫へご返却ください。小切手・手形の生前振出分がある場合は、窓口にご相談ください。

2. 住宅ローンをはじめとした各種ローン等のお取引について

- 口座からのご返済が停止されます。
- 手続はご利用のローンにより異なりますので、詳しくは当金庫窓口にご照会ください。
- ご融資の保証人等になっておられた場合は、相続方法等をご相談させていただきます。

3. 国債等公共債・投資信託

解約、買取、売却の手続ができなくなります。

4. 貸金庫

• ご契約者様が生前にお届けしていた代理人様による、貸金庫の開閉や、お預りしている保護預り物の返却ができなくなります。

5. 出資金

• 当金庫の出資金を保有されておられます場合には、その出資金につきまして は預金等と同時には相続支払の手続が完了できないため、出資脱退金のお支 払完了まで相当の日数を要しますのであらかじめご了承願います。

営業店窓口への来店が必要となるケース

- 2.「住宅ローンをはじめとした各種ローンのお取引」
- 3. 「国債等公共債・投資信託」
- 4.「貸金庫契約あり」

上記取引に該当する場合や、名義変更ご希望される場合も営業店窓口での取り 扱いが必要になります。

Ⅱ. 相続手続の準備

1. 遺言書の有無の確認

•遺言書がないかご確認ください。

- •自筆証書遺言は、家庭裁判所で「検認」手続が必要になりますが、法務局の遺言 書保管制度を利用した場合は「検認」手続が不要です。なお、「検認」前の開封は 禁止されていますのでご注意ください。
- •遺言者の意志に基づき公証人が作成した、「公正証書遺言」は「検認」手続が不要です。

2. 相続人の確認

- •被相続人(亡くなられた方)の「<u>出生から死亡するまで」の戸籍(除籍)謄本により、</u> 相続人を確認します。
- •戸籍謄本の取得方法、法定相続人の確認の仕方は、4~6ページをご参照ください。
- •相続人様のご確認につきましては、本冊子に添付いたします「相続人確認表」をご利用ください。
- 「法定相続情報一覧図」でも手続きは可能です。(法務局で入手可能)

3. 相続財産等の確認

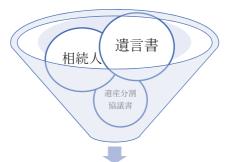
•預金・不動産等の相続財産および借入金等の負債を確認します。

4. 遺産分割協議

- •相続人全員で、遺産の分割方法について協議します。なお、遺産分割協議書の作成は任意ですが、不動産の名義変更等にも必要となる場合があります。
- •遺言がある場合にも、遺言どおり分割することに異議がないか確認します。
- •預金については、誰が相続するかに加え、受取方法(名義変更するか、振込で受け取るか等)についてもお決めください。

補足

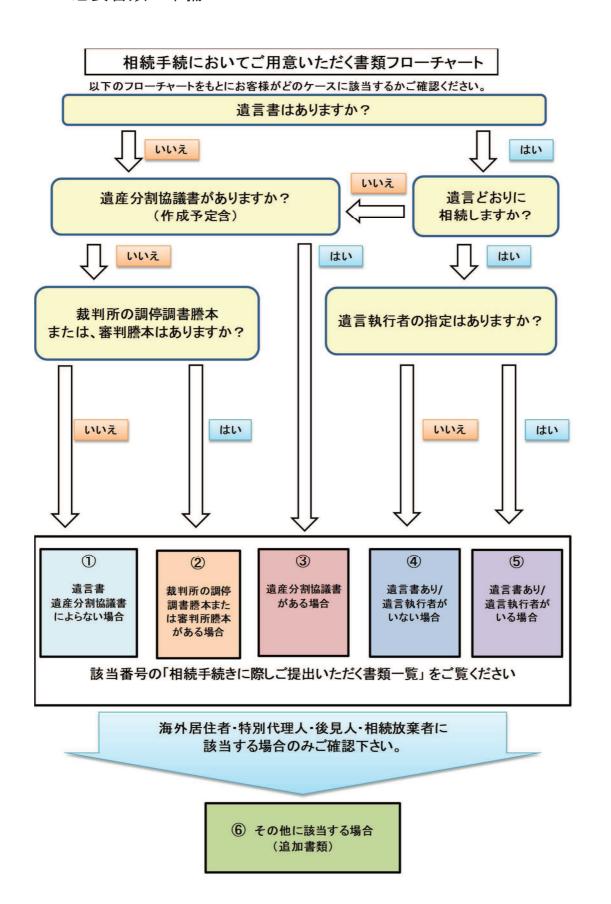
預金については、遺産分割協議が終了していなくても、相続人全員の同意(当金庫所定の「依頼書」への署名・押印(実印))があれば、代表の方に払い戻す(お振込みする)こともできます。



2

次のページの必要書類をご確認ください。

Ⅲ. 必要書類の準備



① 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 遺言書・遺産分割協議書によらない場合

- 相続人様全員の合意によって相続の手続きをされる場合は、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。 なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」にはすべての相続関係者の署名・捺印が必要です。

No.	書類名など	入手先
1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 (※ 1) 以下の①または②のどちらかをご提出ください ①法定相続情報一覧図(原本) (作成日後、5年以内のもの) ②被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 (原本)	市区町村 役 場 等
2	すべての相続人様の戸籍抄本(※ 2) ・被相続人様との関係がわかる戸籍抄本をご準備ください。 * ただし、下記に該当する場合は不要です。 (ア)相続人様が被相続人様(亡くなられた方)と同一の戸籍にいる場合 (イ)相続人様が結婚などにより被相続人様の戸籍から除籍 されたが、現在の姓が被相続人様の戸籍で確認できる場合 (ウ)被相続人様の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本にかえて、「法定相続情報一覧図」で手続きされる方 すべての相続人様の印鑑証明書 (3カ月以内) ・発行日から3カ月以内のものが必要となります。 ・相続人様が未成年者の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村 役 場 等
3	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) ・ 相続人様関係者全員に署名・捺印をしていただきます。	当 金 庫

- ※1 法定相続情報一覧図に記載されている相続人様が死亡等により変動している場合 変動した相続人様を確定させる戸除籍謄本もしくは法定相続情報一覧図等が必要です。
- ※2 被相続人様のお取引内容により、別途書類が必要となる場合がございます。

② 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 裁判所の調停・審判による場合

- 家庭裁判所の調停・審判で遺産分割が決定した場合は、下記の書類等が必要です。
- 特定調書(謄本)戸籍謄本、審判書(謄本)印鑑証明書等は原本の提示が必要です。 なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」には、当金庫の預金等を相続される方の署名・捺印が必要です。

No.	書類名など	入手先
1	当金庫の預金等を相続される方の印鑑証明書 (※ 1) ・ 発行日から3カ月以内のものが必要となります。 ・ 相続人様が未成年者の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村 役 場 等
2	特定調書謄本 ・ 調停による場合にご準備ください。	家庭裁判所
	審判書謄本・確定証明書 ・ 審判による場合にご準備ください。	家庭裁判所
3	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) - 裁判所の調停または審判により、当庫預金等(出資・国債等)を相続する方に 署名・捺印をしていただきます。	当 金 庫

※1 被相続人様のお取引内容により、別途書類が必要となる場合がございます。

③ 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 遺産分割協議書がある場合

- 遺産分割協議書に基づき相続手続きをされる場合、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。 なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」には、当金庫の預金等を相続される方の署名・捺印が必要です。

No.	書類名など	入手先		
	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 (※ 1)			
1	以下の①または②のどちらかをご提出ください ①法定相続情報一覧図(原本) (作成日後、5年以内のもの) ②被相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 (原本)	市区町村役場等		
	遺産分割協議書 ・ すべての相続人様の署名・捺印が必要です。	お客様		
	・ すべての相続人様の印鑑証明書	市区町村		
	・ 相続人様が未成年者の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	役場等		
	すべての相続人様の戸籍抄本(※ 2)	市区町村		
2	・ 被相続人様との関係がわかる戸籍抄本をご準備ください。			
	* ただし、下記に該当する場合は不要です。			
	(ア) 相続人様が被相続人様(亡くなられた方)と同一の戸籍にいる場合			
	(イ) 相続人様が結婚などにより被相続人様の戸籍から除籍 役場 場			
	されたが、現在の姓が被相続人様の戸籍で確認できる場合			
	(ウ) 被相続人様の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本にかえて、			
	「法定相続情報一覧図」で手続きされる方			
	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書)	v		
3	・ 当金庫の預金等を相続いただく方に署名・捺印をしていただきます。	当 金 庫		
	代表相続人様の印鑑証明書 (3カ月以内)			
	・ 発行日から3カ月以内のものが必要となります。	市区町村		
	・ 代表相続人様が未成年者の場合、代理人様の印鑑証明書が必要です。	役場等		

- ※1 法定相続情報一覧図に記載されている相続人様が死亡等により変動している場合 変動した相続人様を確定させる戸除籍謄本もしくは法定相続情報一覧図等が必要です。
- ※2 被相続人様のお取引内容により、別途書類が必要となる場合がございます。

④ 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 遺言書あり / 遺言執行者がいない場合

- 遺言執行者の選任が無く、受遺者様が相続手続きをされる場合、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。 なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」には、受遺者様の署名・捺印が必要です。(※1)

No.	書類名など	入手先
1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 (※ 2) 「死亡が確認できる戸籍謄本等の公的資料」をご準備ください。(※ 3)	市区町村 役 場 等
2	受遺者様の印鑑証明書等・発行日より3カ月以内のもの・受遺者様が未成年の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村 役 場 等
	遺言書 ・ 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お客様
3	検認済証明書 ・ 公正証書遺言以外(自筆証書遺言、秘密証書遺言等)の場合は、 家庭裁判所での手続きが必要です。	家庭裁判所
	遺言書情報証明書 ・ 自筆遺言証書を法務局(遺言書保管所)で保管されている場合に必要です。	法 務 局
4	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書) ・ 受遺者様に署名・捺印をしていただきます。	当金庫

- ※1 遺言の内容によっては、受遺者様のみの署名・捺印ではお手続きできない場合があります。 詳しくはフリーダイヤル(0120-339-550)までお問い合せください。
- ※2 法定相続情報一覧図でもお手続きが可能です。法定相続一覧図は法務局で入手できます。 なお、法定相続一覧図の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご郵送 ください。
- ※3 遺言書の内容によっては、遺言書がない場合と同様に、被相続人様の出生時から死亡日までの連続 した戸籍謄本等が必要となる場合があります。

⑤ 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 遺言書あり / 遺言執行者がいる場合

- 遺言により遺言執行者が指定されている場合、もしくは家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合、 相続手続には下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。 なお、ご郵送いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はご返却いたします。
- 「相続手続依頼書」には、遺言執行者様の署名・捺印が必要です

No.	書類名など	入手先		
1	被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本等の公的資料 (※ 1)	-t- r-: m t-t		
	「死亡が確認できる戸籍謄本等の公的資料」をご準備ください。	市区町村 役場等		
2	遺言執行者様の印鑑証明書等	市区町村		
	・ 発行日より3カ月以内のもの	役場等		
	遺言書	お客様		
	・ 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	00 E 14		
	検認済証明書			
	・ 公正証書遺言以外(自筆証書遺言、秘密証書遺言等)の場合は、	家庭裁判所		
3	家庭裁判所での手続きが必要です。			
	遺言執行者選任審判書謄本	家庭裁判所		
	・ 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合にご準備ください。	<u> </u>		
	遺言書情報証明書	法務局		
	・ 自筆遺言証書を法務局(遺言書保管所)で保管されている場合に必要です。	丛粉		
4	相続手続依頼書(当金庫所定の依頼書)	当金庫		
4	・ 遺言執行者様に署名・捺印をしていただきます。			

※1 法定相続情報一覧図でもお手続きが可能です。法定相続一覧図は法務局で入手できます。 なお、法定相続一覧図の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本等をご郵送 ください。

⑥ 相続手続きに際しご提出いただく書類一覧 その他 / 該当する場合にご用意いただく書類

■ その他、該当する場合のみご用意いただく書類は下記の通りです。 なお、内容によっては下記以外の書類が必要となる場合がありますのでご承知ください・

No.	書類名など	入手先		
1	サイン証明書(署名証明書)ならびに在留証明書	- <i>t</i> - &b		
	・ 海外に居住されている相続人様で、印鑑証明書を取得できない方は、大使館・	大 使 館 間 領事館等		
	領事館等で発行する「サイン証明書」ならびに「在留証明書」をご用意ください。	PAT AL 1		
	特別代理人選任審判書謄本	家庭裁判所		
	・ 親権者と未成年者がともに相続人様等の場合に、ご郵送をお願いする事があります。			
2	後見登記等の登記事項証明書			
	・ 相続人様に代理人(成年後見人、保佐人、補助人等)が選任されている場合に	法 務 局		
	ご用意ください。			
3	相続放棄申述受理証明書または通知書	 家庭裁判所		
3	・ 相続人様放棄された場合にご用意ください。	次//// 11///		
	限定承認申述受理証明書または通知書	 家庭裁判所		
4	・限定承認された場合にご用意ください。	3/JE 33/ 1 1//		
'	相続財産管理人選任審判書謄本	 家庭裁判所		
	・ 相続財産管理人が選任されている場合にご用意ください。	3/JE 33/ 1 1//		
5	遺産整理に関する委任契約書等	お客様		
L	・ 遺産整理受任者を選任されている場合にご用意ください。	00 11 18		
6	遺言検索システム照会結果通知書	 公証人役場		
	・ 遺言書の日付が古い場合等にご郵送をお願いする事があります。	コ血バス切		
7	戸籍の附票、住民票の除票			
	・ 被相続人様(亡くなられた方)のご住所が当金庫への届出住所と異なる場合に	市区町村役場		
	ご郵送をお願いすることがあります。			

Ⅳ. 戸籍謄本の取得について

1. 被相続人様(亡くなられた方)の戸籍謄本について

- •相続人様を確認するためには、<u>原則、被相続人様(亡くなられた方)の出生から</u> 亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要になります。
- 戸籍謄本に「改製」「転籍」「婚姻」「分籍」「家督(かとく)相続」等の文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本が必要になります。

2. 相続人様の戸籍謄本について

•原則、戸籍抄本(本人部分のみのもの)の提出をお願いします。

3. 戸籍の入手方法

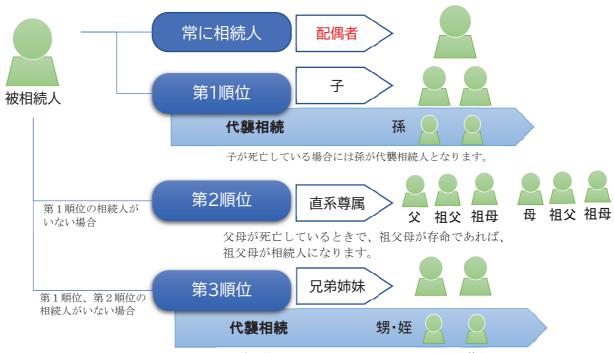
•戸籍のある市町村で入手できますが、戸籍のある市町村が遠隔地の場合は、当該 市町村役場の戸籍担当者に郵送による交付方法についてお問い合わせください。

現在の戸籍 ・・・・平成6年法務省令第51号により戸籍が新しくなっております。 (全部事項証明書) 平成改製 原戸籍 ・・・・平成6年法務省令による改製前の戸籍です。 I 転籍戸籍 ・・・・本籍を変更された場合、新しい戸籍ができます。 編製戸籍 ・・・・ご結婚された場合(または分籍された場合)新しい戸籍になります。 改製戸籍 ・・・・昭和32年法務省令により全ての戸籍が新しくなっています。 改製原戸籍 ・・・昭和32年法務省令第27号による改製前の戸籍です 分籍前戸籍 ・・・・被相続人が出生後に、被相続人の父親が分籍している場合は、分籍前の戸籍

(参考) 戸籍は、現在の戸籍、平成改製原戸籍から逐次転籍戸籍、編製戸籍へと古い戸籍へ遡ることにより容易に追跡が可能です。

謄本です。

<相続人確認表の記入上の注意事項>



兄弟姉妹が死亡しているときは、甥・姪が代襲相続人になります。

代襲相続とは…相続開始前に相続人であるはずの子や兄弟姉妹が亡くなった場合に、その相続人に代わって子が相続権を引き継ぐことを指します。

相続人特定の事例

- ◆☆被相続人に配偶者と子がいる場合・・・・・・配偶者と子が相続人
 子とは被相続人(亡くなった方)の嫡出子・非嫡出子・養子であり、離婚等により別戸籍となっている子も含まれます。被相続人の死亡日より前に亡くなっている子がおり、その子に子(孫)がいる場合には、孫が亡くなった親(被相続人の子)の代襲相続人となります。
- ◆☆被相続人に配偶者がいるが子がいない(代襲相続人の孫もいない)配偶者と第二順位父母が相続人となります。(父母が死亡しているときで、祖父母が存命であれば、祖父母が相続人)
- •☆被相続人に配偶者も子もなく(代襲相続人の孫もいない)、父母・祖父母もすでに死亡している場合は、第三順位の相続人関係者が相続人となります

<相続人確認に必要な戸籍謄本の例示>

	相続人	必要な戸籍謄本
第一順位 子		被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本と相続人の
		戸籍抄本(被相続人と同一戸籍の方は不要)
	孫	被相続人および亡くなられた子の出生から死亡までの連続した
		戸籍謄本と孫の戸籍抄本(亡親と同一戸籍の方は不要)
第二順位	父母	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
	祖父母	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、父母の除
		籍抄本
第三順位	兄弟姉妹	被相続人、父母の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、祖父
		母の除籍抄本
	まい めい 甥 - 姪	被相続人、父母、亡くなられた兄弟姉妹の出生から死亡までの
		連続した戸籍謄本、祖父母の除籍抄本

<相続人の確認方法>

- 1. 亡くなった方の「配偶者」は他の相続人とともに常に相続人となります。
- 2. 本表は亡くなった方の直系親族の関係と相続人の範囲を表しております。
- 3. 亡くなった方に、すでに亡くなっている子供がおり、亡くなった方から見て孫(亡くなっている子供の子)に当たる方がいる時は、その孫全員が親に代わって相続人となります。即ち、亡くなった方の子供は、親の前に亡くなっていても相続人となり、亡くなっている子供に代わり、孫が相続権を継承することとなります。その孫も亡くなっている時は、ひ孫が相続権を継承します。これを代襲相続と言います。代襲相続については下記の(注)を参照してください。

〇 相続人となる遺族

共同相続人の範囲外

× 死亡またはいない

配偶者	子	孫	できる。	父母 (祖父母)	兄弟姉妹	甥•姪
0	0					
0	×	0				
0	×	×	0			
0	×	×	×	0		
0	×	×	×	×	0	
0	×	×	×	×	×	0
0	×	×	×	×	×	×
×	0					
×	×	0				
×	×	×	0			
×	×	×	×	0		
×	×	×	×	×	0	
×	×	×	×	×	×	0

(注)

- ※ 被相続人の子が親より前に死亡しているが、その子(孫)がいる場合は孫が亡くなっている親を代襲して相続人となる。 代襲相続人となりうるのは曾孫まで。
- ※ 兄弟姉妹が相続人でその兄弟姉妹がすでに死亡の場合は 兄弟姉妹の子(類・姪)が代襲相続人となる。